

令和6年度茨城県滞納債権回収業務委託契約書

茨城県（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、令和6年度茨城県滞納債権回収業務（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び第158条の2第1項の規定に基づく収納の事務を含む。）について、次のとおり委託契約を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、令和6年度茨城県滞納債権回収業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に規定する債権回収業務（以下「委託業務」という。）の実施を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（法令等の遵守）

第2条 乙は、委託業務の実施に当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）、同法施行令、弁護士法（昭和24年法律第205条）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）その他適用を受ける法律、規則及びガイドライン等を遵守しなければならない。

（個人情報の保護）

第3条 乙は、委託業務を実施するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律第66条第2項第1号及び第67条の規定の遵守に関し必要な措置を講ずるほか、別紙「個人情報の保護に関する事項」を遵守しなければならない。

（委託業務の実施）

第4条 乙は、委託業務を実施するに当たっては、仕様書に従って行わなければならない。仕様書が変更された場合も同様とする。

2 前項に明記されていない仕様があるときは、甲乙協議して定める。

（委託期間）

第5条 委託業務の実施期間は、契約の日から令和7年（2025年）3月31日までとする。

（収納金）

第6条 乙は、受託に係る未収金を収納したときは、納入を行った債務者、連帯保証人又は保証人（以下「債務者等」という。）に対し領収証書を交付し、金額等を記載した現金出納簿を作成しなければならない。

2 前項の規定は、預金又は貯金の口座に対する払込みの方法により収納した場合にあっては、当該償還をした債務者等の請求があった場合に限り適用する。

3 乙は、当月末までに収納した金銭を、翌月20日（当日が、金融機関の休日の場合は、翌

営業日とする。)までに甲の指定金融機関又は収納代理金融機関に払い込むものとする。ただし、年末年始その他特別な事情があると認められる場合における取扱いについては、甲乙で別途協議の上決定するものとする。

- 4 乙は、収納した金銭を甲へ払い込むまでの間、他の資金と区別し、金融機関への預金その他確実な方法により保管しなければならない。この場合において、利息が発生したときは、収納した金銭とは別に計算し、甲に払い込むものとする。

(収納金の報告)

第7条 乙は、当月末までに収納した未収金の実績を翌月10日までに甲に報告するものとする(実績報告は様式1のほか、甲が認めた任意の様式でも可能とする)。ただし、年末年始その他特別な事情があると認められる場合における取扱いについては、甲乙で別途協議の上決定するものとする。

- 2 甲は、乙に回収を委託した未収金のうち、債務者等から過去に甲が発行した納付書による納入があった場合は、速やかに乙に通知するものとする。

(委託料)

第8条 仕様書5(1)の未収金の回収業務に係る委託料の額は、甲の予算に定める額を上限として、第6条の規定により甲に納付された金額の100分の_____に相当する金額とする。ただし、1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

- 2 仕様書5(2)の法的措置を実施する場合の委託料の金額は、1件につき金_____円とする。ただし、仕様書5(2)④については、仕様書5(2)③の手續に含まれるものとする。なお、仕様書5(2)について、乙に所属する弁護士が、乙の主たる事務所から管轄の裁判所等まで出張する必要がある場合は日当として、1日につき金_____円とする。ただし、東京簡裁・東京地裁が対象の場合は除く。

- 3 仕様書5(3)の財産調査を実施する場合の委託料の金額は、仕様書5(3)①及び②については、1件につき金_____円、仕様書5(3)③については、1件につき金_____円とする。なお、仕様書5(3)①及び②について、乙に所属する弁護士が、乙の主たる事務所から管轄の裁判所等まで出張する必要がある場合は日当として、1日につき金_____円とする。ただし、東京簡裁・東京地裁が対象の場合は除く。

- 4 甲は、前3項の委託料に消費税及び地方消費税相当額(1円未満の端数切捨て)を加えた金額を、乙からの請求に基づき支払うものとする。

- 5 甲は、前項の規定による請求があった時は、乙からの第7条第1項に定める実績報告書の内容等を検査の上、その日から起算して30日以内に乙に支払うものとする。

(実費等)

第9条 乙が委託業務を処理するために立て替えた貼用印紙代、予納郵券代、訴訟記録謄写料、保証金、予納金、弁護士法に基づく報告の請求、第三者からの情報取得手續又は財産開示手續等に要する費用等については、甲が負担するものとし、甲は、乙の請求により支払うものとする。

- 2 甲は、乙に所属する弁護士が仕様書5(2)の法的措置及び仕様書5(3)の財産調査を実施するため乙の主たる事務所から管轄の裁判所等まで出張する必要がある場合は、職員の旅費及び費用弁償に関する条例(昭和28年茨城県条例第56号)に定める9級の職務にある者の旅費相当額を乙に支払うものとする。
- 3 乙は、前2項に規定する費用が発生した場合は、翌月の10日までに実費等精算報告書(様式2)を甲に提出し、精算を行うものとする。なお、前条第4項の規定は、当該費用の支払について準用する。

(支払)

第10条 甲は、第8条及び第9条に定める金銭を、乙の指定する銀行口座への振込みにより支払うものとする。

(帳簿等)

第11条 乙は、委託業務に係る経費について、帳簿を備え、収入支出の額を記載し、金額の出納を明らかにしておかなければならない。

- 2 乙は、会計に関する帳簿、書類等をその完結の日から5年間保存するものとする。

(処理費用の債務者等からの徴収禁止)

第12条 乙は、理由の如何を問わず、委託業務の実施に関し、その費用を債務者等から徴収してはならない。ただし、債務者等が負担する振込手数料については、この限りでない。

(記録の整備及び提供)

第13条 乙は、債務者等との交渉記録について、これを善良なる管理者の注意義務をもって保管しなければならない。

- 2 委託期間終了時及び甲から報告を求められたときは、速やかにその時点までの交渉記録を甲に報告しなければならない。

(再委託)

第14条 乙は、委託業務の全部を第三者に再委託してはならない。ただし、甲が委託業務の円滑な遂行のために必要があると認めるときは、甲が必要と認めた業務に限り、乙は委託業務の一部を第三者に再委託することができる。甲の承諾を得て業務の一部を第三者に再委託する場合、乙は、当該第三者に対し、乙が負うのと同等の義務を課さなければならない。

(情報の提供)

第15条 甲は、委託業務の実施に必要な情報を乙に提供するものとする。

- 2 乙は、甲から提供を受けた情報について、善良なる管理者の注意義務をもって管理保管しなければならない。

(情報の守秘義務)

第16条 乙は、委託業務に関して知り得た一切の情報について、委託業務以外の目的に使用し、又は甲の事前の承諾なく第三者に開示してはならない。ただし、次の各号に掲げる場合においては、この限りでない。

(1) 業務の遂行に必要な範囲で、乙の再委託先に対して開示が必要な場合。

(2) 裁判所又は行政官庁から法令に基づき開示を求められた場合

2 前項の規定は、契約期間終了後又はこの契約の解除後においても、同様とする。

3 前2項の守秘義務は、次の各号の情報については、適用しない。

(1) 甲からの情報提供以前に乙が適法に保有していた情報

(2) 甲からの情報提供以前に既に公知となっていた情報

(3) 甲からの情報提供以後に乙の責めによらずに公知となった情報

(4) 乙が正当な権利を有する第三者から守秘義務を負うことなく適法に入手した情報

(書類及び資料の返還又は引渡し)

第17条 乙は、委託業務の実施に伴い甲から提供を受け、収集し、又は作成した書類及び資料を、委託契約の終了後、甲に返還し、又は引き渡さなければならない。

(委託業務の報告及び検査)

第18条 甲は、委託業務の適正な実施を確保するため、必要があると認める場合には、乙に対し、委託業務の実施状況につき必要な報告を求め、又は甲の職員が、事前通知の上、乙へ立ち入り、委託業務に関する検査をすることができるものとする。

(権利義務の譲渡禁止)

第19条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(損害の回避と賠償責任)

第20条 乙は、委託業務の実施に当たり、甲、債務者等又は第三者に損害を与えないように注意しなければならない。

2 乙は、故意又は過失により、甲、債務者等又は第三者に損害を与えたときは、直ちに甲に報告するとともに、損害を被った相手方に対し、その損害を賠償しなければならない。

3 前項に規定する損害のうち、第三者に対する損害の発生に際し甲にも過失が認められる場合においては、甲乙共同してその損害を賠償するものとし、その損害に要する経費の負担割合は、甲乙協議の上でこれを定めるものとする。

4 天災その他乙の責めに帰することのできない事由により生じた損害については、乙はその責任を負わないものとする。

(委託業務の中止等)

第 21 条 甲は、乙に委託した未収金の回収を取りやめる必要が生じた場合は、乙に対して書面により通知するものとする。この通知があったときは、乙は、速やかに当該未収金の回収について業務を中止するものとする。この場合において、収納された金員の取扱いについては、個々の場合に関し、甲乙協議して定めるものとする。

2 乙は、回収を取りやめる必要が生じた未収金が発生した場合は、甲に対し書面により通知するものとする。この場合の取扱いについては、前項の規定を準用する。

(甲の解除権等)

第 22 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合においては、甲は、損害賠償の責めを負わないものとする。

(1) 甲の責めに帰すべき理由以外の理由により、乙が委託業務を実施できる見込みがないと認められるとき。

(2) 正当な理由なく、委託業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。

(3) 第 7 条第 1 項に基づく未収金回収実績報告や第 6 条に基づく収納金の払込みが行われないなど、委託業務が適正に実施されていないとき。

(4) 前 3 号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、委託業務を実施することができないと認められるとき。

2 前項の規定により契約の解除があったときは、乙は速やかに甲から提供を受けた書類及び資料を甲に返還するものとし、甲は既に支払った金額の全部または一部の返還を請求することができる。

(乙の解除権等)

第 23 条 乙は、甲がこの契約に違反し、その違反行為により業務の遂行ができなくなったと認められる場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が発生した場合は、甲に対し、その損害の賠償を請求することができる。

(契約内容の変更)

第 24 条 甲又は乙は、双方協議の上、この契約内容を変更することができる。

(疑義の決定)

第 25 条 この契約条項の解釈について疑義が生じた場合又はこの契約書に定めのない事項その他必要な事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(合意管轄)

第 26 条 この契約に関し、甲乙間に紛争が生じた場合は、水戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

※紙契約の場合

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

※電子契約の場合

この契約を証するため、電磁的記録を作成し、甲及び乙が合意の後電子署名を行い、それぞれ当該電磁的記録を保有する。

令和6年（2024年）4月1日

甲 茨城県水戸市笠原町978番6
茨城県知事 大井川 和彦

乙

個人情報の保護に関する事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の重要性を確認し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、従業者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならないこと、又は不当な目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報が記録された資料等その他の媒体は、施錠可能な金庫に保管するなど、適切に保管しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外に利用し、又は提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するため甲から委託された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に再委託してはならない。甲の承諾を得て個人情報を取り扱う業務を第三者に再委託する場合、乙は、当該第三者に対し、乙が負うのと同等の義務を課さなければならない。

(資料等の返還)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供を受け、又は自らが収集し、若し

くは作成した個人情報記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。また、書類以外の電磁的記録については、復元又は判読が不可能な方法により廃棄する。ただし、別途法令等により記録の保存が義務付けられている場合はこの限りではない。

(立入調査)

第9 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務を処理するための個人情報の取扱いの状況について、随時、調査することができる。

(事故報告)

第10 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(様式2)

令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

住 所
(商 号)
代表者

令和6年度茨城県滞納債権回収業務実費等精算報告書

令和6年度茨城県滞納債権回収業務委託契約書第9条第3項の規定により、委託業務の実費等について、次のとおり報告します。

- 1 発生費用 円
- 2 内 訳 別添のとおり。